ACSES ニュースレター_２１１３号（2021 年６月３日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇放射線被曝、社員２人が入院　兵庫・姫路の日本製鉄工場〈新聞報道〉
◇スマートフォンの事故〈製品評価技術基盤機構〉
◇「令和２年中の危険物に係る事故の概要」の公表〈消防庁〉
◇「令和２年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表〈消防庁〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:バッテリー(リチウムイオン、投光器用)で火災等〈消費者庁〉
・令和３年（2021 年）食中毒発生事例（速報）〈厚生労働省〉
・「厳重な処分を行う」近鉄採用担当者が就活中の女子学生に“不適切行為”〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・旭川医大学長の辞任強要発言は「パワハラ」　調査委認定〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・建設アスベスト 被害者などへの給付金法案 今国会で成立へ〈放送報道〉
・「火災調査の業務効率化に向けた検討部会報告書」の公表〈消防庁〉
・「令和３年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催〈消防庁〉
・わいせつ行為防止へ元教諭証言で対策強化 千葉市教委〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３８報）〈厚生労働省〉
・「金額見合わない」自主避難者に1万～33万円賠償命令〈新聞報道〉
[災害対策]
・防災情報改善を８日に延期　気象庁、作業間に合わず〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] GHS分類
◇令和２年度 政府による GHS 分類結果 253 物質（Excel, HTML）を掲載しました。〈製品評価技術基盤機構〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（農林水産省告示第 942 号）〈官報〉
[5] 農薬
◇農薬「ウニコナゾール P」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「ブロフラニリド」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[6] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 943 号）〈官報〉

卯の花（ウノハナ）

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 947、948 号）〈官報〉
◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 949、950 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 951、952 号）〈官報〉
［7］食品安全衛生関係
◇リトアニアからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 219 号)〈官報〉
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について〈厚生労働省〉
◇食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 18 条第 3 項の施行に伴う関係告示の整備について〈厚生労働省〉
◇食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正等に係る資料作成の手引について〈厚生労働省〉
◇食品安全情報（化学物質） No. 11(2021)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
［8］廃棄物関係
◇小売店舗で消費者に「てまえどり」を呼びかけます〈農林水産省・消費者庁〉
［9］環境安全関係
◇有機質資材と被覆尿素肥料の窒素肥効を見える化するウェブサイトを公開 ー化学肥料の使用低減に役立ちますー〈国立環境研究所〉
［10］省エネルギー対策
◇「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました〈経済産業省〉
［11］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ １件　　［公募結果、意見募集結果］ ２件　　［調査結果］ ３件
［12］その他省庁発表
◇著作権法の一部を改正する法律（法律第 52 号）〈官報〉
◇その他　　２件
［13］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
［14］その他　　２件
［付録］
◇スマートフォンの事故〈製品評価技術基盤機構〉
◇エアコンの早期点検で快適な夏を過ごしましょう～熱中症予防や事故防止に今がチャンス！～〈製品評価技術基盤機構〉
◇調理家電は正しく使いましょう～電子レンジ・オーブントースターの庫内の汚れは NO!!～〈製品評価技術基盤機構〉
◇光回線インターネット接続サービスのおとり広告に関する注意〈消費者庁〉
◇クリエイト株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
◇子どもの歯磨き中の喉突き事故などに気を付けましょう!-3 歳以下の子どもの事故が多数発生しています-〈消費者庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇放射線被曝、社員２人が入院　兵庫・姫路の日本製鉄工場

＜朝日新聞　2021 年６月２日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP627DVWP62PIHB01M.html

兵庫県姫路市の日本製鉄瀬戸内製鉄所広畑地区の工場で５月下旬、作業をしていた社員２人が救急搬送される事故があった。検査の結果、エックス線を浴び、被曝（ひばく）していた。同製鉄所によると、２人は２日現在も入院治療を続けているという。工場内の装置から出たものとみられ、原因を県警などが調べている。

同製鉄所によると、２人は５月 29 日午前、工場内でエックス線の照射でめっきの厚みを測定する装置を整備していた。作業を終えた後に体調不良を訴え、救急搬送された。病院で検査したところ、エックス線を浴びていることがわかったという。

同製鉄所は、２人が整備していた装置から何らかの理由でエックス線が出たとみているが、原因は不明だという。工場はエックス線を遮る構造になっており、外部へは漏れていないと説明している。

◇スマートフォンの事故

＜製品評価技術基盤機構　2021 年５月 25 日　PS マガジン　Vol.381、５月 25 日号＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2021fy/vol381_210525.html

----→ *末尾［付録］*

◇「令和２年中の危険物に係る事故の概要」の公表

＜総務省消防庁　2021 年５月 28 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210528_kiho_2.pdf

令和２年中（１月～12 月）の危険物施設における事故の発生状況につ いて、とりまとめましたので、その概要を公表します。

石油類など火災危険性の高い物品を多量に貯蔵し、又は取り扱う危険物施設において、令和２年中（１月～12 月）に発生した火災及び流出事故の件数は、562 件（火災事故 187 件、流出事故 375 件）となっており、令和元年中に比べ 36 件減少しました。

平成元年以降事故が最も少なかった平成６年と令和２年を比べると、危険物施設数は約 29%減少しているにもかかわらず事故件数は約２倍に増加しており、事故の発生状況は過去最多となった平成 30 年から減少したものの、引き続き高い水準で推移しています。

消防庁では、危険物に係る事業者団体や消防機関等と連携し、事故防止対策を推進します。

表 危険物施設における事故の発生状況

年	危険物施設数	事故件数	火災事故件数	流出事故件数	死者数		負傷者数		事故の発生要因					
									火災事故			流出事故		
					火災事故	流出事故	火災事故	流出事故	人的要因	物的要因	その他	人的要因	物的要因	その他
令和２年	396,457	562	187	375	2	0	33	23	106	52	29	146	199	30
令和元年	400,639	598	218	380	1	0	37	27	124	64	30	152	199	29
（参考）平成６年	560,790	287	113	174	4	0	41	13	67	23	23	70	73	31

※ 危険物施設数は、各年３月 31 日時点の設置許可施設の数値

◇「令和２年中の**石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故**概要」の公表

＜総務省消防庁　2021 年 5 月 28 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/eef98e94276e8ff5fc3e7b75bf39589052bd8ddc.pdf

消防庁では、毎年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の概要 を取りまとめています。今般、令和２年中の事故概要を取りまとめたので公表します。

令和２年中の事故総件数は 267 件で、地震による事故は昨年に引き続き発生せず、全て地震によらない一般事故でした（前年比 17 件減）。一般事故の総件数は、平成元年以降最多となった一昨年より２年連続で減少したものの、平成元年以降３番目に多い発生件数と依然として高い数値となっています。また、一般事故による死者は１人（前年比１人増）、負傷者は 25 人（前年比 24 人減）でした。

消防庁では、関係省庁、関係業界団体、関係都道府県及び消防機関等と協力して、引き続き事故防止対策の推進に取り組みます。

【事故発生状況】

年	特定事業所数	事故件数			死傷者数	
			一般事故	地震による事故	死者数	負傷者数
令和２年	659	267	267	0	1	25
令和元年	667	284	284	0	0	49

※　特定事業所数は、各年４月１日時点の数値

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:バッテリー(リチウムイオン、投光器用)で火災等

＜消費者庁　2021 年 6 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024387/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210601_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件

（うちバッテリー（リチウムイオン、投光器用）１件、脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）１件、除湿乾燥機１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、ＩＨ調理器１件、換気扇１件）

・令和 3 年（2021 年）食中毒発生事例（速報）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 27 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/04.html

標記資料が掲載された。令和 3 年（2021 年）食中毒発生事例（速報）

化学物質が原因で食中毒となった事例 3 件。

・「厳重な処分を行う」近鉄採用担当者が就活中の女子学生に“不適切行為”

＜文春オンライン　2021 年 6 月 2 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/45862

◇事故、事件の続報

・旭川医大学長の辞任強要発言は「パワハラ」　調査委認定

＜毎日新聞　2021 年 6 月 1 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210601/k00/00m/040/421000c

北海道旭川市の旭川医科大の吉田晃敏学長が昨年 11 月、新型コロナウイルスの感染者受け入れを訴えた付属病院の古川博之院長（当時）に辞任を迫る発言をした問題で、学長選考会議が設置した外部の調査委員会が発言をパワーハラスメント（パワハラ）と認定したことが 1 日、大学関係者への取材で分かった。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・建設アスベスト 被害者などへの給付金法案 今国会で成立へ

＜NHK　2021 年 6 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210602/k10013064241000.html
建設現場でアスベストの健康被害を訴えた集団訴訟で、国の賠償責任を認める最高裁判所の判決を受けて、訴訟を起こしていない被害者などにも、最大 1300 万円の給付金を支給するための法案が、衆議院本会議に提出されることになり、今の国会で成立する見通しです。
建設現場で建材のアスベストを吸い込んで、肺がんや中皮腫などの病気になったとして、元作業員らが健康被害を訴えた集団訴訟で、国と建材メーカーの賠償責任を認める最高裁判所の判決を受け、政府は原告に、最大で 1300 万円の和解金を支払うことなどで、原告団との間で合意しました。
この合意を踏まえ、衆議院厚生労働委員会は、訴訟を起こしていない被害者や遺族に対しても、迅速に救済を図る必要があるとして、給付金を支給するための法案を、衆議院本会議に委員長提案の形で提出することを、全会一致で決めました。
法案では、集団訴訟の原告と同様に、症状などに応じて、最大で 1300 万円の給付金を支給し、その財源として、国が拠出する形で、新たな基金を創設するとしています。
法案は、3 日の衆議院本会議で可決されて参議院に送られ、今の国会で成立する見通しです。

・「火災調査の業務効率化に向けた検討部会報告書」の公表
＜総務省消防庁　2021 年 5 月 28 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210528_yobou.pdf
　近年の製品の複雑化や国民生活の多様化により、火災の原因が複雑・多様化しており、また、火災件数の減少に伴い、実務経験を通じた職員の育成が困難となっています。消防庁ではこれらの状況を踏まえ、火災調査業務に携わる消防職員の負担軽減等を行い、より効率的で質の高い火災調査を実施していくことを目的に、火災調査業務及びこれらに付随する事務の効率化について検討を行いました。
　検討の結果、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。
１　検討会の概要
　火災調査業務の実態を把握し、課題の抽出を行うため、全国の消防本部を対象とした火災調査業務に関するアンケート調査を実施するとともに、ＩＣＴ機器を使用した調査手法の検討を行うため、検討会参加本部によるＩＣＴ機器を用いた業務の効率化に関する検証を実施しました。これらを検討した結果を踏まえ、各消防本部で取り組むべき事項として具体的方策等の提言を報告書において行いました。
２　報告書の概要（別紙参照）
　ＩＣＴ機器等の活用により、職員の負担軽減、作業効率・精度の向上、コスト削減等の観点から業務の効率化が期待できることから、各消防本部において火災調査業務へのＩＣＴ機器等の活用について前向きに検討を行っていくことに加え、更なる効率化を推進するため、
・　火災調査に係る遠隔支援（リモートによる技術支援）のあり方の検討
・　火災調査書類の様式等の標準化の検討
・　ＷＥＢ開催による講義やｅラーニング等を活用した人材育成の充実化
等について、取り組んで行くことが必要とされました。
　また、各消防本部の取組等を情報収集し、火災調査担当者会議等を通じて横展開を行い、全国的なＩＣＴ技術活用の促進を図ることが必要とされました。
３　その他
　報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。
（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-61.html）

・「令和３年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催
＜総務省消防庁　2021 年 5 月 31 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/reiwa3nen_ariken.pdf
　令和２年中の救急自動車による救急出動件数及び救急搬送人員（速報値）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国民の行動変容の影響などを受けて、対前年比で約１割減となり、平成 20 年以来 12 年ぶりに対前年比

で減少しました。一方で、複数の消防本部からの聞き取りによれば、現場到着所要時間や、病院収容所要時間は、対前年比で延伸したとの報告を受けており、個々の救急活動における負担は、新型コロナウイルス感染症による影響により増大している現状がうかがえるところです。

こうした影響に加え、高齢化の進展や、環境及び生活様式の変化等を背景として、今後の救急需要はいっそう多様化していくものと見込まれることから、今後とも、救急業務を取り巻く諸課題への対応策を十分に検討し、救急業務を安定的かつ持続的に提供しながら、救命率の向上を図るために必要となる取組を実施することが求められています。

このような背景を踏まえ、今年度の検討会では、「救急業務の円滑な実施と質の向上」と「救急車の適正利用（適時・適切な利用）の推進」を検討項目とし、「救急業務の円滑な実施と質の向上」については、救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方、蘇生ガイドライン改訂への対応及び ICT 技術を活用した救急業務の高度化について検討し、「救急車の適正利用（適時・適切な利用）の推進」については、救急安心センター事業（＃7119）の全国展開に向けた検討を行います。

１　第１回の会合について、以下のとおり開催しますのでお知らせいたします。

日 時

令和３年６月 15 日（火）15 時 00 分から 17 時 00 分まで ※Web 会議による開催

２　場 所

丸の内永楽ビルディング 24 階会議室

３　内 容

（１）今年度の検討事項

（２）報告事項

（３）その他

・わいせつ行為防止へ元教諭証言で対策強化 千葉市教委

＜NHK　2021 年６月３日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210603/1000065259.html

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３８報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6sd31BbAqAxq9LBY

１　自治体の検査結果

宮城県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、静岡県、大阪市

※ 基準値超過　３件

No.248　新潟県産　コシアブラ　（Cs：110 Bq/kg）

No.255　新潟県産　コシアブラ　（Cs：180 Bq/kg）

No.256　新潟県産　コシアブラ　（Cs：120 Bq/kg）

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　１件

No.6　岩手県産　コシアブラ　（Cs：130 Bq/kg）

・「金額見合わない」自主避難者に１万～33 万円賠償命令

＜朝日新聞　2021 年６月２日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP626V65P62UTIL066.html

東京電力福島第一原発事故で福島県から新潟県に避難した 237 世帯 801 人が国と東電に計 88 億 5500 万円の損害賠償を求めた集団訴訟の判決が２日、新潟地裁であった。篠原礼裁判長は、636 人に１億 8376 万円を支払うよう東電に命じる一方、国の責任は「事故は防げなかった」として認めなかった。

全国の同種の訴訟で、地裁が国の責任を否定したのは今回で８件目。ほか８件では国の責任を認め、判断が割れている。東電の責任は 16 件すべてで認めた。高裁は３件中２件で国の責任を認めている。

原告らは 2013 年７月、避難による精神的損害の慰謝料など１人あたり 1100 万円の賠償を求めて提訴。原発事故への国の責任や、賠償の目安となる国の指針を超えた慰謝料を認めるかが争点だった。

判決は、政府の「地震調査研究推進本部」が 02 年に公表した地震予測「長期評価」などに基づけば、国は津波が到来する可能性を認識できたと指摘。だが、科学的根拠のある知見は十分ではなく、防潮堤の設置には長期間を要することなどから「事故を防ぐことは困難」だったと国の責任を否定した。

原告の８割を占める避難指示区域外からの自主避難者の避難については、合理性を認めた。転職・転校での苦労、住み慣れた土地から離れざるを得なかった「ふるさと喪失」など「多様な精神的苦痛を被った」として、国の「中間指針」に基づく賠償の他に、１万１千円～33 万円の支払いを東電に命じた。一方、避難指示区域内の原告の多くは東電がすでに支払った賠償額に収まるとして、請求を棄却した。

判決後、弁護団は会見で「避難の合理性を認めるというならば、どれだけ生活が破壊されたかをしっかり見てほしかった。金額が見合っていない」と批判した。福島県郡山市から新潟市に避難した菅野正志さん（46）は「国の責任が認められなかったことが残念。東電を監督すべき国の責任が問われなかったのはおかしい」と話した。

原発事故の賠償問題に詳しい除本理史（よけもとまさふみ）・大阪市立大教授は「国の責任を否定したという点でも、賠償認容額が原告の請求に比べて極めて低いという点でも、原告の受けた被害の重大性を裁判所は直視していない」と指摘した。

[災害対策]

・防災情報改善を８日に延期　気象庁、作業間に合わず

＜共同通信　2021 年６月３日＞　https://nordot.app/772896949681684480?c=39546741839462401

気象庁は３日、記録的短時間大雨情報など一部の防災気象情報の発表基準の改善を、当初予定していた同日午後１時から８日に延期すると発表した。「システムの改修中に不具合が発見されたため」としている。

気象庁によると、他に延期するのは（1）危険度分布の情報提供単位を政令指定都市で市全域から区ごとに細分化する（2）暴風警報発表中の高潮注意報を「警報」に格上げして発表する―などの措置。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7sDNzDkmQYSf9TRY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年６月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8t9vzA7YsBRy7WhY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月１日版）

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-tTZ2C0yVZCL4OBY

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年６月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0v9P7C74kDRS00hY

[対策・予防]

◇省庁発表

・「検疫の強化の対象となる国・地域の指定及び検査証明書の提出について」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0P6VzBeELgUgVEpY

・検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-w07j4hcIb6qx29pY

・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年６月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1vtL6Cr8lDBW1wxY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3vCbwhmKIAsuW4RY
・高齢者に対する新型コロナワクチン接種
＜厚生労働省　2021 年６月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_tNjwALUvBh-4aRY

・大学生、ワクチン接種推進　職場も、６月下旬見通し
＜共同通信　2021 年６月１日＞　https://nordot.app/772078685140877312?c=39546741839462401
・ワクチン接種「中小企業で無理」「学生数万、打ち手は」
＜朝日新聞　2021 年６月２日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP616VY2P61PTIL020.html?iref=comtop_BreakingNews_list
・ワクチン職域接種「1000 人以上の企業から」
＜毎日新聞　2021 年６月２日＞　https://mainichi.jp/articles/20210602/k00/00m/010/402000c
・職場でワクチン接種 一部の国家公務員も６月中開始で調整
＜NHK　2021 年６月３日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210603/k10013064991000.html

・札幌市のワクチン接種予約センターで集団感染…受付時間変更も混乱なし　北海道
＜北海道放送　2021 年６月２日＞
https://www.hbc.co.jp/news/ced19ea702dcd7114a412cc6176152a6.html

・コロナワクチン開発、周回遅れの国内企業　最終段階の治験がネックに
＜産経ニュース　2021 年６月２日＞
https://www.sankei.com/article/20210602-2RDPT5LM3JLMHJNVG5ORJ6ZUVY/

・英、コロナ死者ゼロ　ワクチン奏功、昨年３月以来
＜時事ドットコム　2021 年６月２日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060200171&g=int
・中国シノバック製ワクチン、緊急使用リストに　WHO
＜朝日新聞　2021 年６月２日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP622CSWP61UHBI042.html?iref=comtop_7_03

◇大学等関係

・先行接種検討、１５大学に　コロナワクチン、学生ら対象

＜時事ドットコム　2021 年６月３日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060201131&g=cov

大学を会場とする新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐり、政府が国立や私立の１５大学で、他の大学に先行して実施する方向で検討していることが２日、関係者への取材で分かった。うち１０大学は、接種会場に加えて医師ら医療従事者も提供可能といい、政府が早期の接種開始に向け、最終的な調整を進めている。

医療従事者も用意できる１０大学は、東北大（仙台市）や広島大（広島県東広島市）など国立８大学と、日本歯科大（東京都千代田区）など私立２大学。

残り５大学は、いずれも国立の帯広畜産大（北海道帯広市）、宇都宮大（宇都宮市）、豊橋技術科学大（愛知県豊橋市）、滋賀大（滋賀県彦根市）、京都工芸繊維大（京都市）で、施設のみ提供可能という。

各大学は取材に、「積極的に協力したい」（広島大）、「自治体からの要請があれば対応したい」（日本歯科大）などと話した。ただ、ワクチンの打ち手の確保などの課題もあり、先行接種を実施する大学の数は変わる可能性がある。

政府は１日、自治体が進める高齢者向けの接種と並行し、企業や大学での職域接種を２１日から始めると公表。大学での接種は、当該大学に通う学生と教職員のほか、周辺の幼稚園・小中高校の教職員らも対象とする方向で

調整している。

・若い世代２割以上「治療が必要な抑うつ状態」コロナ感染拡大で
＜NHK　2021 年６月２日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210602/k10013062981000.html
新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、若い世代の２割以上が気分が落ち込むなどの「治療が必要な抑うつ状態」と推定されるという調査結果がまとまりました。
この調査は徳島大学の山本哲也准教授のグループが今年２月、コロナ禍の心理面での影響などを調べようとインターネットを通じて、緊急事態宣言が発令されていた 10 の都府県のおよそ２万人を対象に行いました。
このうち 18 歳から 29 歳までのおよそ 2100 人について分析した結果、気分が落ち込むなど「治療が必要な抑うつ状態」と推定された人の割合は 22.8％で、去年５月の緊急事態宣言の時に行った同様の調査と比べてわずかに減少していたものの、依然として高い水準となっていました。
また、今回の調査で「ストレス状態」と推定された割合も、46％と半数近くにのぼっていました。
山本准教授は新型コロナの影響が長引く中、オンライン授業が続く大学生などの孤独感が増していることや、将来への不安感が高まっていることなどが要因だと分析していて「顕著なメンタルヘルスの危機になっている。早期の段階で必要な支援につなげていくことが大切だ」と指摘しています。

◇マスコミ報道　見出し

・宿泊療養、活用２割どまり　家庭内感染リスク増す
＜日経新聞　2021 年６月３日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE2655H0W1A520C2000000/

****

[3] ***GHS分類***

◇令和２年度 政府による GHS 分類結果 253 物質（Excel, HTML）を掲載しました。
NITE 統合版 GHS 分類結果および NITE-Gmiccs にも当該データを反映しています。
○令和２年度政府による GHS 分類結果
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年５月 28 日＞　https://www.nite.go.jp/chem/ghs/r2_list.html
○NITE 統合版 GHS 分類結果
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年５月 28 日＞
https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_all_fy.html
○GHS 混合物分類判定ラベル作成システム（NITE-Gmiccs）
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年５月 28 日＞　https://www.ghs.nite.go.jp/

****

[4] ***医薬品等***

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（農林水産省告示第 942 号）

［官報］　令和３年６月３日　本紙　第 505 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210603/20210603h00505/20210603h005050002f.html

○農林水産省告示第 942 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和３年６月３日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（(6)から(118)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イから八までのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（(6)から(115)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イから八までのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。
(1)～(98)　(略)	(1)～(98)　(略)
(99)　イリドウイルス病（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	(新設)
(100)　またはウイルス性神経壊死症不活化ワクチン（シード）	(新設)
(101)～(112)　(略)	(98)～(110)
(113)　ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラーイクテロヘモラジー・グリッポチフォーサーポモナ）混合（アジュバント加）ワクチン（シード）	
(114)～(168)　(略)	(111)～(165)　(略)

****

[5] ***農薬***

◇農薬「ウニコナゾールP」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年5月25日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201111138

◇農薬「ブロフラニリド」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年5月25日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210519109

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021年5月28日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[6] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第943号）

［官報］　令和3年6月3日　本紙　第505号　3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210603/20210603h00505/20210603h005050003f.html

肥料の新規登録27件が公示された。

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第947、948号）

［官報］　令和3年6月3日　号外　第124号　32頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210603/20210603g00124/20210603g001240032f.html

肥料の新規登録250件が公示された。

◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 949、950 号）

［官報］ 令和３年６月３日 号外 第 124 号 38 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210603/20210603g00124/20210603g001240038f.html

肥料の生産業者の住所及び肥料の名称の変更９件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 951、952 号）

［官報］ 令和３年６月３日 号外 第 124 号 38 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210603/20210603g00124/20210603g001240038f.htm

肥料の登録失効 11 件が公示された。

****

[7] *食品安全衛生関係*

◇リトアニアからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省 2021 年６月２日＞ https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210602.html

リトアニアのタウラゲ州の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザ(H5N8 亜型)の発生が確認された旨、リトアニア家畜衛生当局から情報提供及び国際獣疫事務局（OIE）への通報がありました。

リトアニア家畜衛生当局からの情報提供及び OIE への通報を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和３年６月１日（火曜日）、同州及び本発生に伴い設定された制限地域が及んだマリヤンポレ州からの家きん肉等、家きん卵等の輸入を一時停止しました。

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 219 号)

［官報］ 令和３年６月２日 本紙 第 504 号 3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210602/20210602h00504/20210602h005040003f.html

安全性審査の手続を経た物の品種又は品目：キシラナーゼ ２件、ホスホリパーゼ ２件

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和３年５月 27 日生食発 0527 第１号）

＜厚生労働省 2021 年５月 27 日＞ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210527I0010.pdf

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和３年厚生労働省告示第 213 号）*) が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第１ 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第１項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬エタボキサム、動物用医薬品オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール、農薬チオキサザフェン並びに農薬フェンブコナゾールについて、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

第２ 適用期日

１ 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＊）食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 213 号）

ACSES ニュースレター_2110 号_2021 年５月 31 日 掲載。

◇食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 18 条第３項の施行に伴う関係告示の整備について

（令和２年７月２日薬生食基発 0702 第２号）
＜厚生労働省　2021 年５月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210528I0010.pdf
　食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の第３ 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項に規定した別表第１に係る留意事項等については、令和２年５月１日付け生食発 0501 第６号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知（以下「審議官通知」という。）をもって通知したところであるが、更に下記の事項に留意の上、その取扱いに際し遺漏のなきようにされたい。

記

　審議官通知で示された第４ 運用上留意すべき事項１ 規格基準告示関係イ⑵については以下のとおり整理をしたこと。

１　別表第１第１表⑴に規定される基ポリマー同士が化学的に反応して新たなポリマーが生成される場合は、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要があること。
２　同表⑴に規定される基ポリマー及び同表⑵に規定される基ポリマーが化学的に反応して新たなポリマーが生成される場合は、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要があること。
３　同表⑵に関しては、製造の実態を踏まえて整理しているため、同表⑵に規定される基ポリマー同士が化学的に反応し、当該各基ポリマーとは別に、生成されたポリマーを新たに規定する必要はないこと。ただし、塗膜以外の用途で新たに生成された基ポリマーを使用する場合はこの限りではない。

以上

◇食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正等に係る資料作成の手引について
（令和２年５月 29 日薬生食基発 0529 第１号）
＜厚生労働省　2021 年５月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210528I0030.pdf

---

◇食品安全情報（化学物質） No.11(2021)を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021 年５月 27 日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202111c.pdf
食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

****

[8] ***廃棄物関係***

◇小売店舗で消費者に「てまえどり」を呼びかけます
＜農林水産省　2021 年６月１日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/210601.html
＜消費者庁　2021 年６月１日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024301/
農林水産省は、食品ロス削減に向け、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、消費者庁、環境省と連携して、小売店舗が消費者に対して、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を呼びかける取組を、本日より行います。
1.背景
食品産業から発生する食品ロス削減のためには、食品事業者における食品ロス削減の取組のみならず、食品小売店舗等を利用する消費者に、食品ロス削減へのご理解、ご協力をいただくことが不可欠です。
消費者の日頃のお買い物の中で、購入してすぐに食べる場合には、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を行っていただくことで、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待されます。

****

[9] ***環境安全関係***

◇有機質資材と被覆尿素肥料の窒素肥効を見える化するウェブサイトを公開
　－化学肥料の使用低減に役立ちます－
＜国立環境研究所　2021 年５月 13 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210513-2/20210513-2.html
農研機構と国立環境研究所は、地温などの土壌条件に応じて、家畜ふん堆肥や植物油かすなどの有機質資材と被

覆尿素肥料 1)の窒素肥効を予測するアプリを開発し、日本土壌インベントリーのウェブサイトに公開しました。数分の簡単な入力作業により、作物にとって重要な肥料成分である窒素について、有機質資材施用による減肥可能量や被覆尿素肥料の経時的な溶出量を施肥前に予測することができ、適切な施肥設計に活用できます。

家畜ふん堆肥や植物油かすなどの有機質資材は、土づくりや農地の肥沃度改善にとって不可欠な資材です。また、樹脂などで被覆された被覆尿素肥料は、肥料をゆっくり効かせ、追肥作業を省くのに有効な資材です。しかし、これらの資材の肥料効果（肥効）は地温などの土壌条件の影響を受けて変動するため予測が難しく、その点が利用上の難点です。そこで作物にとって最も重要な肥料成分である窒素について、有機質資材や被覆尿素肥料の肥効を予測する計算モデルとアプリを開発しました。

有機質資材の計算モデルでは、資材の分解しやすさの特性値として ADSON2)（Acid-detergent soluble organic nitrogen；酸性デタージェント可溶性有機態窒素含量）に着目し、その値と地温や土壌水分の値を用いて、一定期間に資材から放出される無機態窒素量（窒素肥効）を予測します。被覆尿素肥料の場合、狙った時期に窒素を溶出させる必要があるため、窒素の経時的な溶出量を予測します。さらに農家や農業団体による利用のために、利用者がデジタル土壌図 3)上の任意の地点を選択し、有機質資材や被覆尿素肥料の種類、施用の時期、収穫の時期などを入力するだけで、計算モデルに基づき窒素肥効を見える化するアプリを開発して、日本土壌インベントリーのウェブサイト（https://soil-inventory.dc.affrc.go.jp/index.html）に公開しました。

本アプリは、適切な施肥設計に活用でき、有機質資材の更なる活用や、化学肥料の使用低減につながると期待されます。

****

[10] ***省エネルギー対策***

◇「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました

＜経済産業省　2021 年 6 月 2 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003.html?from=mj

【2021 年 6 月 1 日発表資料差し替え】「参考資料」のリーフレット版（オフィス向け）につき、一部誤記がございましたので、修正しました。

6 月から 9 月において夏季の省エネルギーの取組を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議で「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成されており、毎年、夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されています。本日、当該会議にて「夏季の省エネルギーの取組について」（別添）を決定しました。

この決定に基づき、6 月から 9 月までの夏の省エネキャンペーンの期間において、各方面に省エネルギーの取組を呼びかけ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとしています。

また、政府自らも率先して、冷房中の室温の適正化や照明の削減など、省エネルギーの取組を実践します。

関連資料

別添：「夏季の省エネルギーの取組について」

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003-3.pdf

参考資料

「夏季におけるコロナ禍での省エネルギーの取組について」

リーフレット版（オフィス向け）

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003-1.pdf

一部誤記がございましたので差し替えました。

誤：「テレワークなどで人が少ないオフィスできる省エネ対策」

正：「テレワークなどで人が少ないオフィスでできる省エネ対策」

リーフレット版（家庭向け）

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003-2.pdf

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募　　6 月 24 日まで

＜総務省消防庁　2021 年 5 月 24 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/93506700348736d2f5568344f3fed2010af1299c.pdf

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」（農薬等（エタボキサム等 4 品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2021 年 5 月 27 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200446&Mode=1

◇消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

＜総務省消防庁　2021 年 5 月 24 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/09adee3dd438bd77f28d2f7aa202bb7b9cd4d935.pdf

---

[調査結果]

◇医薬品・医療機器等の安全使用に関する調査

医薬品・医療機器・再生医療等製品安全使用対策検討結果報告

＜厚生労働省　2021 年 6 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yudX9DbgiCxKytBY

医薬品・医療機器・再生医療等製品の「もの」の要因に係る医療安全対策に関する検討を行うため、公財）日本医療機能評価機構による医療事故情報収集等事業又は薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業報告書中の記述情報及び同機構ホームページ上の公開データをもとに、独）医薬品医療機器総合機構において、医薬品や医療機器の製造販売業者等による安全使用対策の必要性の有無について調査されたものです。なお、安全使用に関して製造販売業者等による対策が必要又は可能と考えられた事例については、調査後、必要な指導・対策の検討に着手しております。

◇令和 3 年度化学物質安全対策（すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査）の実施に係る公募（入札可能性調査）の結果について

＜経済産業省　2021 年 6 月 1 日＞

https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2021/s210601001.html?from=mj

---

◇令和２年労働災害動向調査（事業所調査（事業所規模 100 人以上）及び総合工事業調査）の概況

＜厚生労働省　2021 年 6 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2vT5-A0SdbCrzYBY

****

[12] ***その他省庁発表***

◇種苗法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 944、945 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 3 日　号外　第 124 号　4～14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210603/20210603g00124/20210603g001240004f.html

---

◇第 4 期中期目標期間における指定国立大学法人の申請状況について

＜文部科学省　2021 年 6 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af39aczzj4yQ4hbF

◇著作権法の一部を改正する法律（法律第 52 号）

［官報］ 令和３年６月２日 号外 第 122 号 5～11 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210602/20210602g00122/20210602g001220005f.html

あらまし

◇著作権法の一部を改正する法律（法律第 52 号）（文部科学省）

１ 放送同時配信等における著作物等の利用円滑化のための措置等

㈠ 定義

⑴ 放送同時配信等の定義を、放送番組等の自動公衆送信のうち、放送等が行われた日から一週間以内（当該放送等の間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じた期間内）に行われるものであること、放送番組等の内容を変更しないで行われるものであること、デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置が講じられているものであること等の要件を備えるものとすることとした。（第二条第一項第九号の七関係）

⑵ 放送同時配信等事業者の定義を、人的関係又は資本関係において密接な関係を有する放送事業者等から放送番組等の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者とすることとした。（第二条第一項第九号の八関係）

㈡ 権利制限規定の対象を拡充し、学校教育番組等の放送同時配信等において、著作物等を利用できることとした。（第三四条第一項、第三八条第三項、第三九条、第四〇条第二項及び第三項、第四四条第一項～第三項、第九三条第一項関係）

㈢ 著作物の放送等及び放送同時配信等について許諾を行うことができる者が、特定放送事業者等（放送事業者等のうち放送同時配信等を業として行い、かつ、その事実を周知するための措置として放送同時配信等の実施状況に関する情報を公表しているもの等）に対し、放送番組等における著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等の許諾を含むものと推定することとした。（第六三条第五項関係）

㈣ 放送事業者等は、放送同時配信等の許諾について著作権者との協議が成立せず、又は協議することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、補償金を著作権者に支払ってその著作物について放送同時配信等を行うことができることとした。（第六八条第一項関係）

㈤ 放送同時配信等における実演の利用円滑化

⑴ 第九二条の二第一項に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。）を有する者（特定実演家）が放送事業者に対し、その実演の放送同時配信等の許諾を行ったときは、契約に別段の定めがない限り、当該許諾を得た実演（著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は円滑な許諾を得るために必要な情報の公表が行われているものを除く。）について、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九三条第一項の規定により作成した録音物若しくは録画物を用いてする放送同時配信等又は放送同時配信等事業者が当該放送事業者から放送番組の供給を受けてする放送同時配信等を行うことができることとするとともに、放送事業者等に対し当該放送同時配信等に係る報酬の支払を求めることとした。（第九三条の三第一項及び第二項関係）

⑵ 放送事業者等は、第九三条の二第一項第一号の放送において実演が放送される場合において、特定実演家に連絡を行うこと等の措置を講じてもなお特定実演家と連絡することができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、文化庁長官が指定する著作権等管理事業者の確認を受け、かつ、当該著作権等管理事業者に補償金を支払うことにより、当該実演の放送同時配信等を行うことができることとした。（第九四条第一項関係）

㈥ 放送同時配信等における商業用レコードに録音されている実演及び商業用レコードの利用円滑化

⑴ 放送事業者等は商業用レコードに録音されている実演（著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は円滑な許諾を得るために必要な情報の公表がされているものを除く。）について放送同時配信等を行うことができることとするとともに、放送事業者等に対し当該放送同時配信等に係る補償金の支払を求めることとした。（第九四条の三第一項及び第二項関係）

⑵ 放送事業者等は商業用レコード（著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は円滑な許諾を

得るために必要な情報の公表がされているものを除く。）を用いて放送同時配信等を行うことができることとするとともに、当該放送事業者等に対し放送同時配信等に係る補償金の支払を求めることとした。（第九六条の三第一項及び第二項関係）

２　図書館等による著作物等の公衆送信等に関する規定の整備

㈠　国立国会図書館は、電磁的記録を作成している絶版等資料のうち、三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認められた資料を除いたものに係る著作物の自動公衆送信を、あらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先等の情報（利用者情報）を登録している者（事前登録者）の用に供することを目的とし、当該自動公衆送信を受信しようとする者が事前登録者であることを識別するための措置を講じている等の要件を満たすときに行うことができることとするとともに、当該自動公衆送信を受信した者は、当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製することができること等とした。（第三一条第七項～第一一項関係）

㈡　公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置を講じている図書館等（特定図書館等）は、あらかじめ特定図書館等に利用者情報を登録している利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために公表された著作物の一部分（著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものは、その全部）について公衆送信を行うことができることとするとともに、当該特定図書館等の設置者に対し当該公衆送信に係る補償金の支払を求めることとし、当該公衆送信を受信した特定図書館等の利用者においては、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができることとした。（第三一条第二項～第五項関係）

３　施行期日等

㈠　政府は、この法律の施行後三年を目途として、放送同時配信等の実施状況、著作隣接権者への報酬等の支払の状況その他の放送同時配信等における著作物等の利用円滑化のための措置等の施行の状況を勘案し、放送同時配信等における著作物等の公正な利用及び著作権者等の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第八条第一項関係）

㈡　政府は、特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金の支払に要する費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の趣旨及び制度の内容について、国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならないこととした。（附則第八条第二項関係）

㈢　この法律は、令和四年一月一日から施行することとした。ただし、２の㈠については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、２の㈡については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

****

[13] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 14 回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会（ペーパーレス）を開催します　　６月９日

＜厚生労働省　2021 年６月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-tdnxAbQuBx6--BY

（１）職場における化学物質等の管理のあり方について

（２）その他

・第 67 回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　６月８日、非公開

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8tzR0CU6XZiD6uhY

（１）個別の労災請求事案に係る医学的事項について

・福島労働局事案（４件）

・東京労働局事案

（２）その他

・電離放射線障害の業務上外に関する検討会

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yuTp6B0CZaC70hBY

１個別の労災請求事案に係る医学的事項について

２その他

・栄養成分関連添加物ワーキンググループ（第 15 回）の開催について　　６月９日、WEB 会議
＜内閣府　2021 年６月１日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_eiyou_annai_15.html
（１）「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・「令和３年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催　　６月 15 日
＜総務省消防庁　2021 年５月 31 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/reiwa3nen_ariken.pdf
（１）今年度の検討事項　（２）報告事項　（３）その他
・医療従事者の需給に関する検討会　第 38 回医師需給分科会開催について　　６月４日
＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7sDNzDkmQYSf9rRY
１．　令和５年度以降の医師養成数について
２．　歯学部振替枠の見直しについて
・再生・細胞医療・遺伝子治療研究の在り方に係る検討会（第４回）の開催について　　６月 10 日、WEB 会議
＜文部科学省　2021 年６月２日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af39aczzj4yQ4hbH
1. 産業界から見た開発推進策、産学官連携策について
2. 遺伝子治療研究の在り方について
3. 中間とりまとめ（支援策の骨子）について
4. その他

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会議事録　　３月 17 日
＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-dfa2y4xVpOI4KNY
(1) ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおいて留意すべき事項（開発者等ヒアリング）
(2) ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて
(3) その他
・第２回多様化する労働契約のルールに関する検討会（議事概要）　　４月 20 日
＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2vT5-A0SdbCrz0BY
企業及び労働組合からのヒアリングについて

****

[14] *その他*

・金沢学院大 “実習前バイトしない”誓約書 一部学生に求める
＜NHK　2021 年６月３日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210603/k10013064661000.html
新型コロナウイルスの感染が広がる中、管理栄養士の養成課程がある金沢市の大学が学生に対し、実習前からの一定期間アルバイトを行わないなどとする「誓約書」の提出を求めていたことが分かりました。学生の一部からは生活や就職活動に影響が出たという声があがっていて、大学側は「実習先の病院などから感染対策の徹底を求められたことを受けての対応だったが、今後は誓約書の提出という形はとらず、理解を求めていきたい」としています。
誓約書の提出を求めていたのは金沢市にある「金沢学院大学」です。
NHK が独自に入手した誓約書によりますと、管理栄養士の養成課程がある「健康栄養学科」の学生に対し、新型コロナウイルスの感染対策のため、学外での実習の２週間前からアルバイトをしないことや県外に出ないことなど６項目について誓約し、署名を求めています。
誓約書は去年秋から実習の参加者に提出が求められ、教員が回収し、実習先の病院などに送られていたということです。
提出しない場合は実習に参加できないことになっていたということです
複数の学生は「アルバイトのシフトに入れなくなり、辞めざるをえなくなった」とか「県外での就職活動は見合わせている」などと話し、生活や就職活動に影響が出たと証言しています。

大学は、NHK の取材に対し「実習を受け入れる病院などから感染対策の徹底を求められたことを受けての対応だった」と述べたうえで「対策の呼びかけは続けるが、学生の問題には丁寧に対応したい。今後は誓約書の提出という形はとらずに、実習の受け入れ先に理解を求めていきたい」としています。

学生「教員の前で“今すぐ印鑑を押して”」

取材に応じた金沢学院大学の職員は「管理栄養士の実習では、病院や高齢者施設に出向くこともあるので、行動の制限自体、しかたがない部分がある」としたうえで「誓約書を出さないと実習に行けず、管理栄養士の受験資格がもらえなくなるので、学生からは誓約書は強制的なものだと受け止められている。東京や県外で就職活動をしたいという学生も多いが、県外に出ると自宅待機になってしまうため、ためらっている学生もいる」と学内の状況を証言しました。

また、誓約書を提出したという学生は「誓約書は、教員の前で“今すぐチェックを入れ、印鑑を押して”と言われ書かされました。参考書や教材はアルバイト代で買っていたし、やりたいことを制限され、苦しいと感じています。県外での就職活動も諦めています。感染防止のために学生を管理しなければならない大学の事情も分かりますが、1 人 1 人に向き合って対応してほしい」と話しています。

専門家「学生の目線での配慮が必要」

憲法学が専門で、コロナ禍の「自粛」や自由の制限について研究している、京都大学法学研究科の曽我部真裕教授は、大学が誓約書を求めることについて「感染予防のために必要な一定の合意を求めること自体はおかしくないが、大学との関係では学生の立場がどうしても弱くなる。事実上の強制力があって、断る選択肢は基本的にないのではないか。同意して署名したからよいということではなく、学生の目線での配慮が必要だ」としています。

感染拡大に伴う大学の「誓約書」めぐっては

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「誓約書」をめぐっては、三重大学でも、緊急事態宣言の対象地域から通う学生らに「会食はしない」などの項目にチェックを入れる誓約書の提出を求め、学生などから「やりすぎではないか」といった声もあがっていました。

ことしの春まで愛知県の実家で暮らしながらオンラインで講義を受講し、今は津市に移り住んでいる、三重大学の 2 年生の女子学生は、大学が緊急事態宣言が出されている地域から通う学生に誓約書の提出を求めたことについて「住んでいるところが違うという理由で、つらい思いをしている子がいるんじゃないかと思います。学生は信頼されていないのかなと感じました」と話していました。

・「生理の貧困」生理用品の配布など支援・検討 255 自治体に

＜NHK　2021 年 6 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210602/k10013063101000.html

生理用品を十分に手に入れることができない、いわゆる「生理の貧困」をめぐり、生理用品を配布するなどの支援を行うか、検討している自治体はことし 5 月の時点で少なくとも 255 に上ることが内閣府のまとめでわかりました。

経済的な困窮や親のネグレクトなどが原因で生理用品を十分に手に入れることができない「生理の貧困」に直面している人は、新型コロナウイルスの経済的な影響が長引く中、若い女性を中心に一定の割合に上ることが複数の団体の調査で明らかになっています。

こうした人への支援の状況について内閣府が全国の自治体に聞いたところ、先月 19 日の時点で支援に取り組んでいるか、検討している自治体は少なくとも 255 に上りました。

支援の方法としては多くの自治体が役所や社会福祉協議会の窓口で配布したほか、子ども向けに小中学校や高校のトイレなどに置いた自治体も 94 ありました。

配布した生理用品の調達方法としては、防災備蓄品としてすでに確保してあったものを配布したケースが 184 件ともっとも多く、柔軟な対応で素早い支援につなげたケースが目立ちました。

内閣府は「自治体の支援の広がりは新型コロナの影響で経済的に困窮する人が増えていることやこうした状況に対する関心の高まりを反映している。問題の根本的な解決に向けて支援につなぐことが重要だ」としています。

東京 品川区では

東京 品川区ではことし 4 月から区役所の窓口での配布に加え、区立の小中学校など 46 校に生理用品合わせて 832 パックを配布しました。

区の教育委員会は新学期が始まる直前の４月１日に「できるかぎり個室トイレに設置するように」とすべての学校の校長に依頼しました。
トイレの中に設置することにこだわった理由は、生理であることを先生などに打ち明けなくても自由に生理用品を使えるようにすることで子どもたちが手に取りやすくなり、プライバシーも尊重できると考えたからです。
このうち品川区立大崎中学校では４月６日から校内の28か所の個室トイレに５個ずつ生理用のナプキンを設置しました。
１日２回見回って減った分を補充しています。
設置を始めてからおよそ２か月で250個ほどが利用されたということで、生徒や保護者からは「急に生理になった時にも安心で助かった」「ありがたい」という声が寄せられているということです。
菊地信江校長は「生理用品がすぐ手に取れる場所にあることは、子どもたちが安心して学校生活を送るために必要なことだと分かりました」と話しています。
品川区が今回、配布した生理用品は防災備蓄品として購入していたもので数に限りがありますが、無くなっても学校のトイレに継続して設置できるようにしていきたいということです。
品川区教育委員会事務局の有馬勝庶務課長は「生理用品はこれまでも保健室に用意していましたが、トイレに置いたことで本当は必要だけど言い出せなかった生徒にも届くのではないかと思います。生理をめぐる不安を１つ取り去ることで、子どもたちの学びの環境整備になると思います」と話しています。

****

［付録］

◇スマートフォンの事故　*上記［1］関係*

＜製品評価技術基盤機構　2021年５月25日　PSマガジン　Vol.381、５月25日号＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2021fy/vol381_210525.html

【事例1】
スマートフォンを分解してバッテリーを外そうとしたところ、出火して周辺を焼損し、火傷を負った。
→　使用者がスマートフォンを分解してバッテリーを交換する際に、本体に固定されたバッテリーを引きはがそうと、過度な外力を加えてバッテリーを折り曲げたため、バッテリーが内部ショートして異常発熱し、焼損したものと考えられます。なお、取扱説明書には、「バッテリーを自分で交換しようとするなど分解しない。バッテリーが損傷して過熱や負傷の恐れがある。」旨、記載されていました。

【事例2】
スマートフォンを充電中、スマートフォン及び周辺を焼損する火災が発生し、火傷を負った。
→　使用者がスマートフォンに充電ケーブルを接続して充電しようとした際に、スマートフォンの充電端子内部に詰まっていたほこりによってショートして異常発熱し、焼損したものと考えられます。なお、取扱説明書には、「充電端子内部にほこりが入らないようにする。火災、火傷などの原因になる。」旨、記載されていました。

【事例3】
スマートフォンの液晶画面が異音とともに破損し、子供が液晶画面の破片に触ってけがを負った。
→　スマートフォンには、複数のぶつけた痕があり、その痕の付近から液晶画面（強化ガラス製）が蜘蛛の巣状に割れていたことから、落下等により液晶画面に生じた亀裂が、その後の使用に伴って広がっていき、破損に至ったものと考えられます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

【事例１の注意事項】
スマートフォンは、搭載されたリチウムイオンバッテリーが容易に取り外せない構造になっているものが多くあります。無理に外そうとすると、バッテリーの内部が損傷し、内部ショートして、発火につながるおそれがあります。取扱説明書で禁止されている場合は、分解しないでください。

【事例２の注意事項】
充電端子に液体や細かいごみなどの異物が付着した状態で接続すると、端子部分でショートして異常発熱、発火などが発生するおそれがあります。異物の付着に気を付けてください。

【事例３の注意事項】

液晶画面のガラス破損部に触れるとけがをするおそれがあります。落としたり、ぶつけたりして、液晶画面のガラスに破損が生じた場合は、使用を中止して、購入店又は製造・輸入事業者の修理窓口に相談してください。

◇エアコンの早期点検で快適な夏を過ごしましょう

～熱中症予防や事故防止に今がチャンス！～

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 5 月 27 日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs21052702.html

近年、家庭用ルームエアコン（以下「エアコン」という。）の需要が高まっています。2020 年度には、国内出荷台数が 1 千万台を超えるなど買い替えや普及が進んでおり※1、昨今のコロナ禍において、テレワークや外出自粛要請などでおうち時間が増加し、今後もエアコンの需要が増すことが予想されます。NITE が収集した情報では、2011 年度から 2020 年度までの 10 年間におけるエアコン（室内機・室外機）の事故は 742 件であり（別紙参照）、使用する機会が増える夏場に多く発生する傾向にあります。その中には製品の故障や電源コードの途中接続、誤った方法での洗浄により発生した事故がありました。故障による事故は、使用前や異常な症状が出た時に点検を行えば防ぐことができた可能性があります。また、近年、国内の平均気温の上昇に伴い、熱中症で搬送される人数は増加傾向にあり、その対策に官民一体となって取り組んでいるところです。

エアコンが使えない状況下では熱中症に至るおそれが高まります。熱中症対策としてエアコンを活用するためにも、エアコンシーズン前の試運転（動作確認）や点検が大切です。

エアコンの点検・修理・工事依頼は夏場に集中します。比較的空いているこの時期に、お持ちのエアコンが正常に動作することを確認しておき、熱中症や事故のリスクを低減することで、快適で安全な夏を迎えましょう。

■エアコン試運転と点検のポイント※３

●電源プラグや室内機のフィルターにほこりがたまっていないか、室外機の上や前に物を置いていないか確認し、清掃や片付けをしましょう。

●冷房運転で冷風が出るかどうか、（設定可能な）最低温度に設定し、そのまま 10 分間試運転して確認しましょう。

●さらに 30 分ほど運転して以下のような異常がないか確認しましょう。

☑室内機から水漏れする

☑普段とは違った、異音・異臭がする（室内機及び室外機）

☑エラー表示が出る、運転が意図せず停止する

●冷風が出なかったり異常が確認されたりした場合には、販売店やメーカーに相談し、必要に応じて点検を受けましょう。

（※1）　一般社団法人日本冷凍空調工業会「自主統計」

https://www.jraia.or.jp/statistic/detail.html?ca=0&ca2=0

（※2）　気象庁「全国 13 地点真夏日・猛暑日平均日数」

https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html

（※3）　一般社団法人日本冷凍空調工業会「エアコンシーズン前点検パンフレット」

https://www.jraia.or.jp/update/B_air_conditioner_maintenance_02.pdf

経済産業省「夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html

---

◇調理家電は正しく使いましょう

～電子レンジ・オーブントースターの庫内の汚れは NO!!～

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 5 月 27 日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs21052701.html

新型コロナウイルス感染症の影響から、家にいる時間が長くなったことで、家庭内で料理や飲食を行う機会が増えています。調理家電の売り上げは増加しており、電子レンジやオーブントースターなどが人気です。一方で、使用機会が増えることで製品事故も増えており、2020 年は調理家電の火災事故（焼損事故を含む）が 2019 年に

比べて 14%増加しています。2016 年から 2020 年の 5 年間に NITE(ナイト)に通知のあった製品事故情報※1 では、調理家電の事故が 490 件ありました。調理家電の事故の中では、電子レンジの事故が最も多く、誤った使い方による事故がたびたび発生しています。

身近にある電子レンジやオーブントースターの扱いには改めて注意を払い、事故を未然に防ぎましょう。

■事故事例

○電子レンジの庫内に食品かすが付着した状態で使用したため、食品かすが加熱され、炭化してスパークして発火した。

○電子レンジで肉まんを必要以上に長い時間加熱したため、炭化し発火に至った。

○ゆで卵を電子レンジで加熱したため、破裂し、電子レンジのプレートが割れた。

○コーヒーをオート調理機能で加熱したところ、コーヒーが過加熱状態となり、庫内から取り出す際の振動などにより突然沸騰して飛び散り、顔にやけどを負った。

■事故を防ぐポイント

○庫内が汚れていると、その汚れである付着した食品かすが燃えるおそれがあるので、こまめに掃除し、汚れを残さないようにしてください。

○食品を加熱し過ぎると炭化して燃えるおそれがあるので、加熱時間をあらかじめ確認してください。

○卵など殻のある食品やウインナーなどの膜のある食品は破裂するおそれがあります。加熱する前に対象をよく確認してください※2。

○加熱していたものが突然沸騰する現象（突沸現象）※3 に注意してください。特にカレーやシチュー、みそ汁などは起こりやすく、事前によく混ぜる・少しずつ加熱するなどの対策が必要です。

○加熱途中で不意に止まる、ターンテーブルが回らないなど、製品の動きがおかしいと思われる場合は、使用を中止してください。

（※1） 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

（※2） 本文資料（https://www.nite.go.jp/data/000125350.pdf）P.7「電子レンジで加熱してはいけない食品と注意すべき食品の例」及び本文資料（https://www.nite.go.jp/data/000125350.pdf）P.8「電子レンジに使用できるものとできないものの例」参照。

（※3） かくはんや振動が少ない状態で加熱されると、液体がその沸点を超えても沸騰しないことがある。この状態の液体は衝撃などをきっかけに突然激しい沸騰をしたりします。

◇光回線インターネット接続サービスのおとり広告に関する注意

＜消費者庁　2021 年 6 月 2 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024379/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210602_01.pdf

管理会社を装って、光ファイバー設備が設置されていない集合住宅にチラシを配布する事業者に御注意ください。事業者に連絡するとホームルーター等の勧誘が行われます。あたかも、光ファイバー設備が設置されているかのように表示して、こうした勧誘を行うことは、景品表示法のおとり広告告示違反になります。

疑問や不安を感じた場合は、まずは、御自身の集合住宅の管理会社に確認してください。

◇クリエイト株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2021 年 6 月 2 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024380/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210602_02.pdf

消費者庁は、本日、クリエイト株式会社に対し、同社が供給する「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用した光回線インターネット接続サービスの契約に係る取次ぎに関する役務に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 3 号(おとり広告)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

また、SNS を通じて、一般消費者等への注意喚起を行いました。

◇子どもの歯磨き中の喉突き事故などに気を付けましょう!

-3 歳以下の子どもの事故が多数発生しています-

＜消費者庁　2021 年 6 月 2 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_050/

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_050/assets/consumer_safety_cms204_210602_01.pdf

6 月 4 日から 6 月 10 日までの 1 週間は「歯と口の健康週間」です。この週間は、歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発を目的として、厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会、日本学校歯科医会が実施しています。むし歯予防や口の中の衛生の為、歯磨きは大切な生活習慣です。また、乳幼児期から自分で歯磨きしたり仕上げ磨きをしたりしてもらうなど、子どもにとっても歯磨きは毎日の習慣である一方で、歯ブラシをくわえたまま転倒し、喉を突くなどの事故情報が、医療機関から寄せられています。

平成 28 年 4 月から令和 3 年 3 月末までに、6 歳以下の事故情報が 120 件報告され、そのうち 3 歳以下の事故が 104 件となっています。報告された事故の中には、歯ブラシが口の中や喉に刺さって集中治療室に入室する必要が生じたなどの重大な事例が含まれています。歯ブラシによる喉突き事故などを防止するため、特に、事故が多い 1 歳から 3 歳頃の子どもが自分で歯磨きをするときは、以下のことに気を付けましょう。

(1)保護者がそばで見守り、床に座らせて歯磨きをさせましょう。子どもが歯ブラシを口に入れたり、手に持ったりしたまま歩き回ると、転倒してけがをする危険があります。

(2)子ども用歯ブラシは、喉突き防止対策を施したものを選び、保護者が仕上げ磨きをする歯ブラシと使い分けをしましょう。

********** 以上 **********